基安計発第 0519001 号
平成 21 年 5 月 19 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

免許の申請に当たっての留意事項について

免許の申請に当たっては、東京労働局免許証発行センターに対して行うこととしているところであるが、現在も改正前の様式第１２号（以下「旧様式」という。）にて申請される者が見受けられる状況となっている。

旧様式については、当分の間、使用することができるとされているが、本年３月２５日から稼働している労働基準行政システムでは旧様式のままでは読み込むことができず、東京労働局免許証発行センターにおいて、改正後の様式第１２号（以下「新様式」という。）に転記した上で、読み込ませる必要がある。

このため、免許の申請に当たっては、新様式にて申請するよう、必要に応じ別紙を活用しつつ、周知をお願いする。また、旧様式にて申請された場合には免許発行までに時間を要する場合があることも周知するよう、併せてお願いする。

なお、免許試験事務の実施を指定している（財）安全衛生技術試験協会に対しても、別添のとおり、受験者に対して、同様の周知を依頼しているので、申し添える。

免許試験に合格して免許発行申請をされる方へ

厚生労働省からのお願い

労働安全衛生法関係免許証の申請については、平成２０年１２月に改正された新しい様式の申請書※をご活用ください。

注：申請受付先の東京労働局免許証発行センターでは、従前の旧様式による申請でも受理はしておりますが、旧様式では機械処理ができないため、発行に時間をいただいております。ご迷惑をおかけしておりますが、御理解のほどよろしくお願いします。

※労働安全衛生規則様式第１２号のことをいいます。新しい様式の申請書はお近くの都道府県労働局、労働基準監督署、安全衛生技術センターにおいて入手可能です

お問合せ　厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

基安計発第 0519002 号
平成 21 年 5 月 19 日

財団法人　安全衛生技術試験協会
事務局長　殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

免許の申請に当たっての留意事項について

労働安全衛生法に基づく免許試験事務につきましては、円滑な運営にご尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、免許試験に合格された方は、東京労働局免許証発行センターに免許申請を行っていただいているところですが、免許の申請に当たって、現在も改正前の様式第１２号（以下「旧様式」という。）にて申請される方が見受けられる状況です。旧様式については、当分の間、使用することができるとされているところですが、本年３月２５日から稼働している労働基準行政システムでは旧様式のままでは読み込むことができません。

このため、免許試験実施の際に、試験合格後の免許の申請に当たっては、改正後の様式第１２号にて申請していただくよう、必要に応じ別紙を活用しつつ、周知をお願いいたします。

なお、旧様式にて申請された場合には免許発行までに時間を要する場合があることを併せて受験者への周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

免許試験に合格して免許発行申請をされる方へ

厚生労働省からのお願い

労働安全衛生法関係免許証の申請については、平成２０年１２月に改正された新しい様式の申請書※をご活用ください。

注：申請受付先の東京労働局免許証発行センターでは、従前の旧様式による申請でも受理はしておりますが、旧様式では機械処理ができないため、発行に時間をいただいております。ご迷惑をおかけしておりますが、御理解のほどよろしくお願いします。

※労働安全衛生規則様式第１２号のことをいいます。新しい様式の申請書はお近くの都道府県労働局、労働基準監督署、安全衛生技術センターにおいて入手可能です

お問合せ　厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署